

八尾市教育振興基本計画 (素案)

～認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育～

【計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 10 年度（2028 年度）】

令和 2 年 1 0 月時点

八尾市教育委員会

目 次

第 1 章 教育振興基本計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨.....	
2 計画の位置づけ.....	
3 計画の対象.....	
4 計画期間.....	
第 2 章 教育をめぐる現状等	
1 教育を取り巻く動き.....	
2 これまでの取組み状況と課題.....	
第 3 章 本市の教育のめざす方向	
1 基本理念.....	
2 基本方針.....	
3 計画の体系.....	
第 4 章 施策の展開	
基本方針 1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します.....	
基本方針 2 学びを支えるセーフティネットを構築します.....	
基本方針 3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます.....	
基本方針 4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります.....	
第 5 章 計画の推進	
1 連携協力の推進.....	
2 進行管理及び公表.....	

資料編

- 1 統計データ
- 2 八尾市教育振興基本計画審議会規則
- 3 八尾市教育振興基本計画審議会委員名簿
- 4 八尾市教育振興基本計画の策定経過
- 5 八尾市教育大綱
- 6 参考指標

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 24 年度（2012 年度）に令和 2 年度（2020 年度）までの 9 年間を計画期間とした「八尾市教育振興計画」を策定し、基本理念である「人権と共生の 21 世紀を担う人間の育成」のもと、めざす子ども像「未来を切り拓く チャレンジする『八尾っ子』」の育成をめざして、取組みを進めてきました。

この間、少子高齢化やグローバル化、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となっており、「生きる力」をさらに伸ばし、「夢」や「志」を持ちつつ、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要です。

また、学校、家庭、地域が相互に連携・協働し、人々との関わりによる学びを充実・発展させることや、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたる学びを通して、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を教育活動や地域社会など様々な場面で発揮して、地域社会全体で子どもを見守り育む環境づくりや、一人ひとりが夢や生きがいを持ち、誰もが活躍できる社会の実現が望まれます。

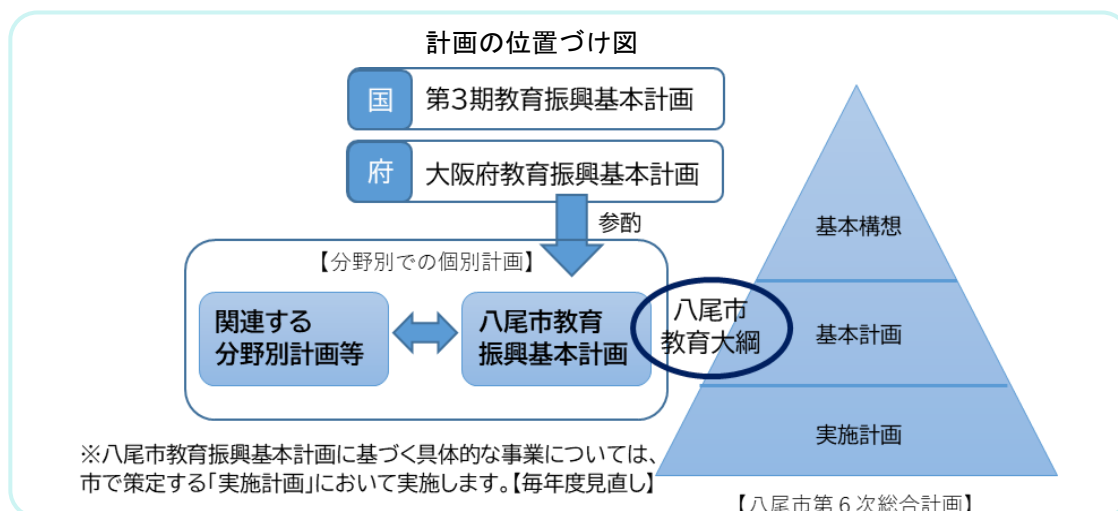
加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行の影響により、私たちの生活は大きな変化を余儀なくされ、社会全体で「新しい生活様式」への対応が求められています。

こうした新たな教育課題への対応が求められる中、令和 2 年度で後期計画の期間が終了することから、社会状況の変化や国の動向、これまでの本市の教育施策の取組み状況と課題等を踏まえ、これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、「八尾市生涯学習・スポーツ振興計画」と「八尾市図書館サービス計画」の趣旨を包含するなど現行計画を継承・発展させた「八尾市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「八尾市教育大綱」を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である「八尾市第6次総合計画」や関連する分野別計画等と整合性を図り、教育施策を推進します。



3 計画の対象

本計画は、本市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、小学校、中学校、義務教育学校の学校教育及び生涯学習を対象範囲とします。

4 計画期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間とし、総合計画の見直しにあわせて見直すほか、教育関係法令の改正や社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合計画	前期基本計画				後期基本計画			
教育大綱								
教育振興基本計画	前期計画				後期計画			

1 教育を取り巻く動き

《社会状況の変化》

○人口減少と少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成 20 年（2008 年）をピークとして減少傾向にあり、2030 年に掛けて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上がわが国の総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。こうした人口構成の変化が社会や市民の生活に与える影響を踏まえると、子どもや働き盛りの世代の人々そして高齢者がそれぞれの能力を生かし、力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継ぐことができるよう、環境の整備に努めることが重要となります。

○地域コミュニティの希薄化

人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、身近な地域での助け合いが少なくなり、困難を抱えた親子などが地域で孤立化するという深刻な状況が危惧されています。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

○子どもの貧困

わが国では、子どもの 7 人に 1 人が貧困の状態にあると言われており、先進国の中でも高い貧困率になっています。子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会の均等を図ることが重要です。

○人生 100 年時代や超スマート社会の到来

誰もが幸せに、いつまでも生きがいを持って健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生 100 年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。また、「超スマート社会 (Society5.0)」の到来が予測されるなか、様々な分野で人工知能 (AI) 技術の活用が始まっています。

複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会にかかわり、自ら未来を切りひらいていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

○情報リテラシー教育の必要性の高まり

スマートフォンに代表される情報通信機器は、暮らしを便利にする一方で、インターネット依存や SNS をきっかけとしたいじめやトラブルなど、様々な課題も生じており、情報モラルを含む情報リテラシー教育の必要性が高まっています。

○グローバル化の進展と SDGs

経済活動が地球規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な形で影響を受けるようになっていきます。インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及した現在、個人のレベルでも、距離や時間的な隔たりを乗り越え、文化的な背景や言語の異なる人々と交流する機会が、飛躍的に拡大しました。こうした社会の急速なグローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であることから、とりわけ英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し尊重する態度を身に付ける必要があります。

これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになっていきます。国は平成 28 年 (2016 年) に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組みを推進しています。

SDGs のロゴ



○新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等のリスクを踏まえた学びの継続

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の生命や健康に対する重大な脅威となっただけではなく、日本でも令和2年（2020年）4月7日には「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛やイベント開催・施設使用の制限等、国民生活や経済にも大きな影響を与えました。

その後、全ての地域で「緊急事態宣言」が解除されましたが、引き続き感染拡大防止対策等に取り組みながら、「新しい生活様式」に対応した社会活動等が求められています。

また、今世紀前半にも南海トラフ地震の発生が懸念されているなど巨大地震や風水害等の災害リスクの高まりも懸念されています。

このように今後様々な危機的状況が想定される中でも、持続的な学校運営や生涯学習・社会教育の学習機会の確保など、出来る限り様々な教育活動が継続できるような取組みが求められています。

《関係法令・計画等の動き》

○社会教育法の改正（平成 29 年（2017 年）3 月）

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を実施する教育委員会において、地域住民などと学校との連携協力体制を整備することや、地域住民などと学校の情報共有や助言などを行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備されました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成 29 年（2017 年）4 月）

平成 27 年（2015 年）12 月にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

○学習指導要領の改訂（平成 30 年度（2018 年度）から移行期間）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図ることが示されました。

○学校における働き方改革に関する答申（平成 31 年（2019 年）1 月）

教職員の長時間勤務の実態を踏まえ、平成 31 年（2019 年）1 月に中央教育審議会により、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」がとりまとめられました。

答申においては、学校における働き方改革を推進するにあたっての総合的な方策が提言され、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるようにするために、学校における働き方改革が求められています。

○第3期教育振興基本計画の策定（平成30年（2018年）6月閣議決定）

平成30年（2018年）6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方や、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組みが整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

○第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定（平成30年（2018年）4月）

平成30年（2018年）4月に、第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画が策定され、主な方策として、「家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進」、「学習指導要領を踏まえた読書活動の推進」、「読書習慣の形成、読書の機会の確保」、「学校図書館の整備・充実」、「図書館資料、施設等の整備・充実」、「図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施」、「司書・司書補の適切な配置・研修の充実」、「学校図書館やボランティア等との連携・協力」などが示されました。

○第2期スポーツ基本計画の策定（平成29年（2017年）3月）

平成29年（2017年）3月に、第2期スポーツ基本計画が策定され、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、「①スポーツで「人生」が変わる」、「②スポーツで「社会」を変える」、「③スポーツで「世界」とつながる」、「④スポーツで「未来」を創る」が掲げられました。

また、スポーツを「する」「見る」「ささえる」といった多様な形での「スポーツ参画人口」を拡大し、人々がスポーツの力で人生を楽しく健康で生き生きとしたものとし、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが示されました。

2 これまでの取組み状況と課題

本市において、平成 28 年度（2016 年度）に策定した「八尾市教育振興計画後期計画」は、4つの基本方針と 16 の取組みで構成されており、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年、その取組み状況等について、学識経験者の知見も活用して点検及び評価を実施し、事業の見直し等につなげてきました。**

こうした教育委員会の点検・評価や市の行政評価、社会状況の変化等も踏まえた各基本方針のこれまでの取組み状況と課題は、以下のとおりとなっています。

（1）教育振興計画後期計画の基本方針 1

幼児教育の充実に取り組みます

幼児教育の充実については、各幼稚園独自の特色ある取組みの推進を図り、関係機関や地域との連携を進めるなど、基本方針に沿った事業を展開してきました。

幼児教育内容の充実

取組み状況

- 市立幼稚園に対して、毎年 30～50 回前後の園内保育研究会に指導主事等を派遣し、教育内容の充実や指導方法の工夫・改善についての指導・助言を行い、教職員の資質向上を図りました。

課題

- 家庭・地域の理解・協力を得ながらさらなる就学前教育・保育の質の向上をめざすには、経験年数に応じた計画的な研修企画と、教育・保育改善のための話し合いの機会の充実が必要です。
- 就学前教育と小学校教育の円滑な接続のために、保育者と小学校教諭が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な姿を共有し、小学校入学以降の学習における指導計画や指導方法に活かす取組みの工夫が求められています。
- **核家族化が進み、地域社会とのつながりも少なくなるなど、子育て環境が大きく変わってきているため、家庭の教育力を高めるための取組みが求められています。**

幼児教育環境の整備

取組み状況

- 教育・保育実践の手引きの活用をはじめ、幼保こ小合同研修会、小学校一斉授業見学(体験)の実施等により、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る取組みを進め、幼児教育の充実につなげることができました。
- 平成 29 年度（2017 年度）に奈良教育大学と連携協定を結び、認定こども園開園に向けた教育・保育の研究について、指導・助言をいただくことで、教育・保育の質の向上を図りました。

- 市立幼稚園の認定こども園への再編については、公立認定こども園5園を平成31年（2019年）4月に開園し、望ましい集団規模による就学前児童への質の高い教育・保育環境を確保しました。

課題

- 新学習指導要領においても幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性が示されており、認定こども園、幼稚園及び保育所等から小学校へと教育が円滑に接続されるよう、さらなる関係機関の連携強化が必要です。

（2）教育振興計画後期計画の基本方針2

学校教育の充実に取り組みます

学校教育全体を通して、規範意識やマナー、自他の人権を尊重する意識と態度を育てるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成や、家庭や地域社会との連携を進め、開かれた学校づくりの推進を図るなど、基本方針に沿った事業を展開し、特色ある学校づくりを進めました。

確かな学力の育成

取組み状況

- 学力向上の取組みとしての3本柱（主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり、ことばの力の育成、自学自習力の育成）を設定した上で、学力向上担当者会や公開授業研究会などの研修、教育フォーラムの実施、また放課後学習会や学習サポーターの支援など様々な取組みを進め、学力向上の推進を図ることができました。
- 平成29年度（2017年度）に策定した「八尾市小中一貫教育基本方針」にもとづき、中学校区ごとに「めざす子ども像」や3カ年にわたる推進計画を策定し、義務教育9年間を見通した「学習意欲の向上」「豊かな人間や社会性の育成」に向けた取組みを推進する体制が確立しました。

課題

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善とカリキュラム・マネジメントの確立が求められています。
- グローバル化の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化など新しい社会の到来に対応した次世代の教育への対応が重要です。
- 児童・生徒、教職員はもとより、保護者や地域が小中一貫教育推進の成果を実感できるよう、教職員が義務教育9年間を見通した教育課程の全体像を把握のうえ、系統性・連続性を一層強化した教育活動を実践することが必要です。

豊かな心の育成

取組み状況

- 道徳教育を基盤とし、一人ひとりに豊かな人間性を育むため、すべての教育活動において心の教育の充実を図りました。
- 各学校園では、体験活動や地域との交流、ゲストティーチャーの活用等を通して心の教育・道徳教育の充実を図り、**幼児・児童**・生徒や地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進しました。
- 市内学校園から研究校園を委嘱し、学校園の取組みを支援することで、自他の命を大切にす幼児・児童・生徒の育成をめざす教育の充実を図りました。

課題

- いじめや虐待、不登校など複雑・多様化する課題に対する生徒指導等が求められています。
- 他者を思いやり、自己肯定感や自尊感情をもち、人間関係を築くことのできる資質の育成が求められています。

健やかな体の育成

取組み状況

- 小学校3年生で行うブラッシング指導と連携した給食後の歯みがき指導により、基本的な生活習慣の確立につなげました。また、体力向上実践事例集等の活用や専門的な知識や技術のある中学校体育科教員との連携の強化、さらには体力づくり推進計画の作成等により、各学校の実態に応じた体力向上の取組みを推進することができました。
- 八尾河内音頭まつりでの食育ブース設置、八尾スクール食育ネットの運用や給食献立コンテストなど、様々な機会をとらえて啓発活動を実施し、食育の推進を図りました。
- 小学校給食については、適切かつ円滑な管理・運営を行い、安心・安全な学校給食を提供することができました。また、中学校給食については、平成27年度（2015年度）から選択制給食を実施し、配膳室等の施設・設備の維持管理や業務委託等の円滑な管理・運営を行いました。

課題

- 児童・生徒一人ひとりが生涯にわたって健康かつ豊かな生活を送るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果や各種統計資料などの分析に基づく取組みが必要です。
- 学校給食のあり方について、昨今の社会情勢や他自治体の動向等を踏まえ、本市の児童・生徒やその保護者の状況等に応じた検討が必要です。

家庭や地域社会との連携

取組み状況

- 地域とともに多くの避難・防災訓練を実施し、また関係機関と連絡調整しながら地域に開かれた学校づくりを目的とした土曜スクールを行うことで、学校と地区福祉委員会や学校評議員、PTAなどが連携し、家庭や地域社会とのつながりを深める取組みを進めることができました。

課題

- 地域社会全体で子どもを育むための体制整備や、地域等との様々な分野での連携・協働の推進にあたり仕組みの構築やコーディネーターの位置づけが必要です。

学校園における人権教育の推進

取組み状況

- すべての人の人権を尊重する視点に立ち、教職員人権研修の企画・運営及び指導助言を行うことで、各学校園における人権教育の推進・充実を図りました。
- 人権作品を募集し、発表会・作品展示会を開催するとともに、作品集とカレンダーを発行し、学校での教材活用だけでなく、広く地域への啓発活動のツールとして発信することで、子ども及びその保護者と教職員の人権意識の向上を図りました。
- いじめの未然防止、事象発生時の早期発見と適切な対応ができるよう、各学校への支援・指導を行うとともに、学校・地域社会が一体となっていじめに対応することの大切さについて共通理解を図りました。また、「いじめ対応支援チーム」を立ち上げ、外部専門家等と連携したいじめ対応の仕組みを構築しました。

課題

- 多様化する人権課題について教職員の指導力の向上と教職員に発信する機会の確保が課題です。また、最新の人権課題に正対した研修講師の発掘、教育委員会としての指導助言力向上が必要です。
- いじめ問題への対応については、いじめの認知に対する教職員の意識改革、組織としての対応力の充実が求められています。

教職員の指導力の向上

取組み状況

- 校内授業研究会へ指導主事を派遣し指導助言を行ったり、初任者研修を始めとした各種研修事業を充実させたりすることで、教職員の資質向上や指導力の向上に努めました。
- 中核市移行に伴い教職員の法定研修にかかる事務が移譲されたことを受け、「八尾の教職員を八尾市で育てる」の方針のもと、本市の教育状況を踏まえた実施体制を確立しました。
- 小学校におけるプログラミング教育の必修化に向け、地元企業と連携した教材の

貸し出しや校内研修の支援、研究協力員による研究発表会などを実施しました。

課題

- 教育課題等が複雑化・多様化している中で教職員の指導力のさらなる向上が必要です。
- 教職員の働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境とすることが求められています。
- 教職員の働き方改革の観点からも、教職員にとって負担感が少なく、より充実した内容の研修を実施していくことが必要です。
- 学習効果を一層高めるとともに、校務を効率的に行える体制や緊急時における子どもの学びを保障する体制を構築するため、ICT環境のさらなる整備を進めていくことが求められています。

(3) 教育振興計画後期計画の基本方針 3

子どもたちの教育機会を保障します

子どもたちの教育機会の保障については、すべての子どもが安全で充実した学校生活を送ることができるよう、人的・物的支援、経済的支援等の環境整備にかかる事業を基本方針に沿って展開してきました。

多様なニーズに対応した教育の推進

取組み状況

- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、支援のあり方に関する助言や人的・物的環境整備を通じて、適切な支援を行える体制の充実を図りました。
- 日本語指導を必要とする幼児・児童・生徒に対して、適応指導や日本語指導、学習指導を支援するための日本語指導等補助員の派遣を行いました。

課題

- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が増加傾向にあり、それに伴い専門的知識・技能を有する支援人材の確保、物的環境のさらなる整備が必要です。
- 日本語指導が必要であったり、外国にルーツのある幼児・児童・生徒や在籍する学校園数は年々増加傾向にあり、日本語指導などのための派遣時間数の増加と日本語指導補助員等の人材の安定的な確保が課題です。また、支援に際して対応が必要な言語も多様化しています。

教育相談および教育支援体制の充実

取組み状況

- 心理相談員によるカウンセリングをベースに、学校園や関係機関との連携のもと、丁寧に相談を行い、幼児・児童・生徒や保護者が抱える学習や発達、進路等の不安や悩みの解消を図りました。
- スクールソーシャルワーカーを毎年段階的に増員し、多くの事案について専門

的助言を活かした対応が可能となるよう学校への支援を図りました。

課題

- 幼児・児童・生徒やその保護者が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいる中、就学前から義務教育修了時まで安心して相談できる体制の構築が必要です。
- 不登校や問題行動等をはじめとする子どもや家庭の抱える課題の複雑化が進み、学校における教育的観点からのアプローチだけでは解決しがたい事象が増えてきていることから、学校が家庭や地域社会と連携し、潜在的なニーズの発見もできるよう相談・支援体制を充実させることが必要です。

学びと育ちの経済的支援

取組み状況

- 経済的理由から就学が困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助事業や、高等学校等へ修学することが困難な者への奨学金事業により、子どもたちの就学の機会を保障しました。
- 平成 30 年度（2018 年度）から保護者の経済的負担の軽減につながるよう、入学準備金支給を7月から入学前の2月末に早めて、就学援助事業の運用を充実させました。

課題

- 就学援助制度や奨学金制度について、生活保護基準の見直しや類似制度の状況、他自治体の動向等を踏まえ、適正な制度のあり方について検討が必要です。

教育環境の整備

取組み状況

- 小中学校普通教室等のエアコン整備、小学校トイレの洋式化等改修、学校敷地内のブロック塀改修等を計画的に進め、安全で良好な教育環境の整備を図りました。
- 小学校給食施設整備については、小学校給食調理場のドライ化や給食リフト等の給食関連施設・備品等の更新、調理場の大規模改修や補修を行い、給食の安全衛生の向上と労働上の安全衛生を確保しました。
- 通学路の合同点検等を定期的実施し、必要な路面標示や看板設置等を行うことで通学路の安全確保の取組みを進めることができました。
- 学校・地域連携推進のための研修会を実施するなど、保護者や地域の力を学校運営に活かすとともに、学校・地域・行政等の連携によって、地域社会全体で子どもの成長を見守る環境づくりを進めました。

課題

- 少子化が進み、地域差はあるものの児童・生徒数が減少しているため、学校の適正な規模のあり方等が問われています。
- 学校施設は適切な保全と気候変動や災害への対応等の社会的ニーズにも対応できる機能更新が必要です。

- 小学校給食調理場の老朽化について、安心・安全な小学校給食の提供に向けて、公共施設マネジメントと連動した計画的な対応が必要です。
- 通学路の交通安全対策については、道路の構造上の問題などから対策が進みにくい場所が存在しています。
- 子どもが地域の人々と関わる中で地域への愛着が高まり、健やかに成長ができるよう、地域社会全体で子どもの成長を見守る環境を整えていくことが求められています。

(4) 教育振興計画後期計画の基本方針 4

生涯学習とスポーツの基礎を培います

生涯学習とスポーツの基礎を培うことについては、すべての市民が生涯を通じて自己の人格を磨き、学び続け、学んだことを地域に還元して活躍できるまちづくりを進め、各種スポーツ・レクリエーション活動の充実、とりわけ子どもたちの学校外での学習活動やスポーツ活動を体験できる環境の充実を図るなど、事業を展開してきました。また、地域に受け継がれてきた文化財等の歴史資産を次世代に継承し、誰もが身近な文化財に触れ、郷土の歴史を学べるよう取組みを進めました。

生涯学習機会の充実

取組み状況

- 地域や市民が主体となって地域の諸問題を考える学習をはじめ、趣味教養を高める学習の機会を創出するとともに、若者が自らの強みを活かして、八尾市の子どもたちが様々な体験ができる場づくりに取り組みました。
- 家庭の教育力の向上については、平成 28 年度（2016 年度）に事業内容の見直しを行い、各小学校と P T A と地域の三者が連携のもと、家庭教育や子どもの育ちに関する諸問題を認識し、その解決に向けた学習の場づくりを進めました。
- 地域や生涯学習の拠点において、「まちなかの達人」が活躍できる場の創出や P R 活動に努めました。
- 識字教室や日本語教室事業の開催を行うとともに、異文化にルーツを持つ子どもたちの自尊感情を高めるため、活動拠点を移転するなど、国際理解教育事業の充実を図りました。

課題

- 市民が自ら学んだことを地域社会等で活かすためにも、地域の生涯学習活動を活発化してくれる人を発掘する環境づくりが求められています。
- 子どもや若者が新しい地域社会の担い手となるうえでも、地域社会で主体的に関わり、活動できる環境づくりが求められています。
- 子どもを地域社会全体で育てるためにも、保護者の教育力を高めることが重要であることから、保護者の意識の醸成や子育ての悩み・不安を解消するための

仕組みづくりが求められています。

- 多様化・高度化する生涯学習ニーズへの対応力への課題やコミュニティセンターにおける生涯学習活動の充実化などにより、生涯学習センターの稼働率が低迷しています。
- 教育機会確保法や改正入国管理法の施行にともない、識字教室や日本語教室の役割が高まる中、外国人市民の学びの場としても注目度が高まっていることから、継続的な学習の場を提供することが必要です。

図書館サービスの充実

取組み状況

- 公民連携の図書館4館体制により、民間のノウハウも活用し、読書案内の充実を図るとともに子どもと図書館を結びつける事業や多様なテーマのイベント、調べもの相談等を実施することにより、図書館サービスの充実を進めることができました。
- 読書通帳サービスの無料交付対象をこれまでの中学生までに加え妊婦にも拡大し、19,000冊を発行することで、読書意欲の醸成につながりました。
- 学校園や子育て担当課等への貸出、学校図書館サポーター向けの研修を行うことや、読み聞かせボランティアに対しての活動支援により、読書環境づくりを進め、読書活動の促進ができました。

課題

- 市民一人当たりにおける年間の図書貸出点数が減少傾向にあります。
- 図書館へ行ってみたいとなる、様々な行事の実施やボランティアとの連携・協力をさらに充実していくことが必要です。
- 引き続き、利用者に応じたサービスを充実するとともに、図書館から遠い地域及び未利用者への利用促進を図ることが必要です。
- 図書館サービスを適切に提供するために、司書のさらなる資質・技能の向上に努めることが必要です。

市民参加型のスポーツ振興

取組み状況

- 市民体育大会、各種スポーツ大会・各種スポーツ教室等を開催するとともに、子どもたちがプロスポーツを間近で体験する機会の創出を進め、大人になっても八尾でスポーツを楽しみたい気持ちの醸成を進めました。
- 多種多様なスポーツ競技の振興や、市民のスポーツ活動の推進役や自主的にスポーツ活動に取り組む市民の活躍の場づくりを進めました。

課題

- 市民が気軽に運動を通じた健康づくりができるように、地域でスポーツを楽しむ機会や環境づくりを行うことが求められています。
- 市民の健康維持増進を進める上で、日常生活の中から気軽に身体を動かす運動

やスポーツに取り組む意識の醸成や習慣づけを図ることが必要です。

- 市民のスポーツへの意欲や関心がますます高まるよう、トップクラスのスポーツ選手を身近に観て、参加できる事業展開することが必要です。
- スポーツを楽しむ場である社会教育施設の老朽化についての対応が必要です。

貴重な歴史資産の保全と積極的な活用

取組み状況

- 平成 29 年（2017 年）2月に発見された称徳天皇と道鏡ゆかりの「由義寺跡」を、国史跡として保存しました。
- 市史編纂の調査の成果を「新版八尾市史資料編」として随時刊行し、現地調査報告会や講演会等を行うなど、積極的な情報発信に努めました。また、文化財の情報発信や各文化財施設において展示等を実施し文化財の普及啓発に努めるとともに、学校園等と連携し、子どもたちが歴史資産に触れる機会の提供を進めてきました。
- 市民ボランティアとの協働による古墳群の保全活動等を行ってきましたが、由義寺跡の史跡指定を受け、対象を市域の史跡に拡大し展開することができました。また、市史編纂事業では市域の文化財の総合的な調査を市民ボランティアと協働で進めてきました。

課題

- 発掘調査による出土遺物や市史編纂、歴史民俗資料館等により収集された文化財や資史料等を安全に収蔵・展示するための施設不足の解消や指定等により保存された史跡等を日常的に利活用できる環境整備が求められています。
- 文化財の指定が進む一方で所有者の世代交代等による文化財の散逸や地域に受け継がれてきた祭りや習慣等が、高齢化や少子化により縮小、廃止されてきています。
- 史跡等の新たな整備や文化財の調査等を行うための、人員を含めた文化財保護の体制づくりが求められています。
- 幅広い世代のニーズに対応するように文化財の魅力を効果的に発信することが必要です。
- 文化財の保全や調査等に携わるボランティアの高齢化が進んでいます。

1 基本理念

認め合い とともに生き 未来を切り拓く^{ひら}八尾の教育

人生 100 年時代や超スマート社会¹の到来など、教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、今後の社会の予測が難しくなるこれからの時代において、誰もが、互いの人権を尊重し、仲間とともに夢に向かってチャレンジする力や、多様な人々²と協働しながら新たな価値³を創造する力、様々な困難を乗り越えることで、自らの人生を切り拓く^{ひら}ことのできる力などを身につけていく必要があります。

また、子どもから大人まで、主体的な学びを通じて視野を広げ、知識や経験を分かち合い、高め合うことで、人生や社会を豊かにしていくことが求められています。

そして、よりよい社会を創る観点からも、生涯にわたる教育が果たす役割は大きく、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていく必要があります。

こうしたなか、本市の教育においては、これまでの教育振興計画で掲げた「人権と共生の 21 世紀を担う人間の育成」という基本理念を継承しつつ、さらなる本市教育の振興を図ります。

そのため、生涯にわたって互いの人権や個性を尊重し認め合い、また、すべての人がともに学び、自他を高め、支え合って生きていく力をさらに育てていくことにより、一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、八尾の未来を切り拓いてほしいという想いを込めて、基本理念を「認め合い とともに生き 未来を切り拓く^{ひら}八尾の教育」とします。

¹ 「超スマート社会」とは、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会のことをいいます。

² 「多様な人々」とは、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障がいの有無、文化、生活習慣の違い等のある人々のことをいいます。

³ 「新たな価値」とは、文化芸術や技術革新のようなものに限らず、地域課題や身近な生活上の課題を自分なりに解決するなど自他の人生や生活を豊かなものにしていく様々な工夫などを含みます。

2 基本方針

第3章の1に定める基本理念の実現に向けて、SDGsが掲げる“誰一人取り残さない”“誰一人取り残されない”という理念も踏まえて、以下のとおり4つの基本方針を定めます。

基本方針1 ▶ 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します

知識・情報・技術をめぐる変化が今後さらに加速化する中で、一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができる力を育むことが求められています。

学校の教育活動において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、社会でたくましく生きていくために必要な力や、道徳教育、人権教育等により豊かな心を育みます。

また、就学前施設と小学校での教育の円滑な接続を図るとともに、小中一貫教育を充実させ、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を行います。

基本方針2 ▶ 学びを支えるセーフティネットを構築します

教育機会均等の観点から、いじめ、不登校、障がいのある子どもや日本語指導を必要としている子どもなど多様な教育ニーズに対応した支援体制の充実やインクルーシブ教育の推進、家庭の状況等にかかわらず自己実現できる施策の推進などが求められています。

一人ひとりが自らの課題を乗り越え、自己の可能性を伸ばし自立することができるよう、一人ひとりの多様なニーズに対応した教育の推進、教育相談及び教育支援の充実を図るとともに、経済的な理由等により、子どもが進学や修学を断念することがないよう、必要な支援を行います。

基本方針 3 ▶ 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます

人生 100 年時代を見据え、社会や様々な状況の変化に対応しながら、継続して誰もが人生を豊かに生きられる環境整備が求められています。

生涯にわたり自ら学び、あらゆる機会に、あらゆる場所において学び続けられる環境を整えるとともに、学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりを進めます。

また、誰もがいつでも気軽にスポーツを親しむための機会づくりを推進し、スポーツを通じて都市の活気を高めます。

さらに、市民にとって歴史資産が身近に感じられるように史跡の整備を図るとともに市民等との協働による保全、活用、発信を進めます。

基本方針 4 ▶ 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります

教育コミュニティづくりへ向けた体制整備や、一人ひとりの可能性とチャンスを最大化できるよう、教育環境の整備・充実が求められています。

学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域や保護者のニーズを踏まえた地域とともにある学校づくりを進めます。

また、学校における ICT 活用の推進など社会の変化に応じた学習環境の充実及び学校施設の整備を進めるとともに、本市の実情に即した学校規模の適正化などに取り組みます。

さらに、人生 100 年時代において、市民の生涯学習活動を支える社会教育施設やスポーツ施設においても市民ニーズに即した機能充実に努めます。

これからの時代に対応できるよう教職員の資質向上を図るとともに、学校における働き方改革やチーム学校による組織力の強化を図ります。

3 計画の体系

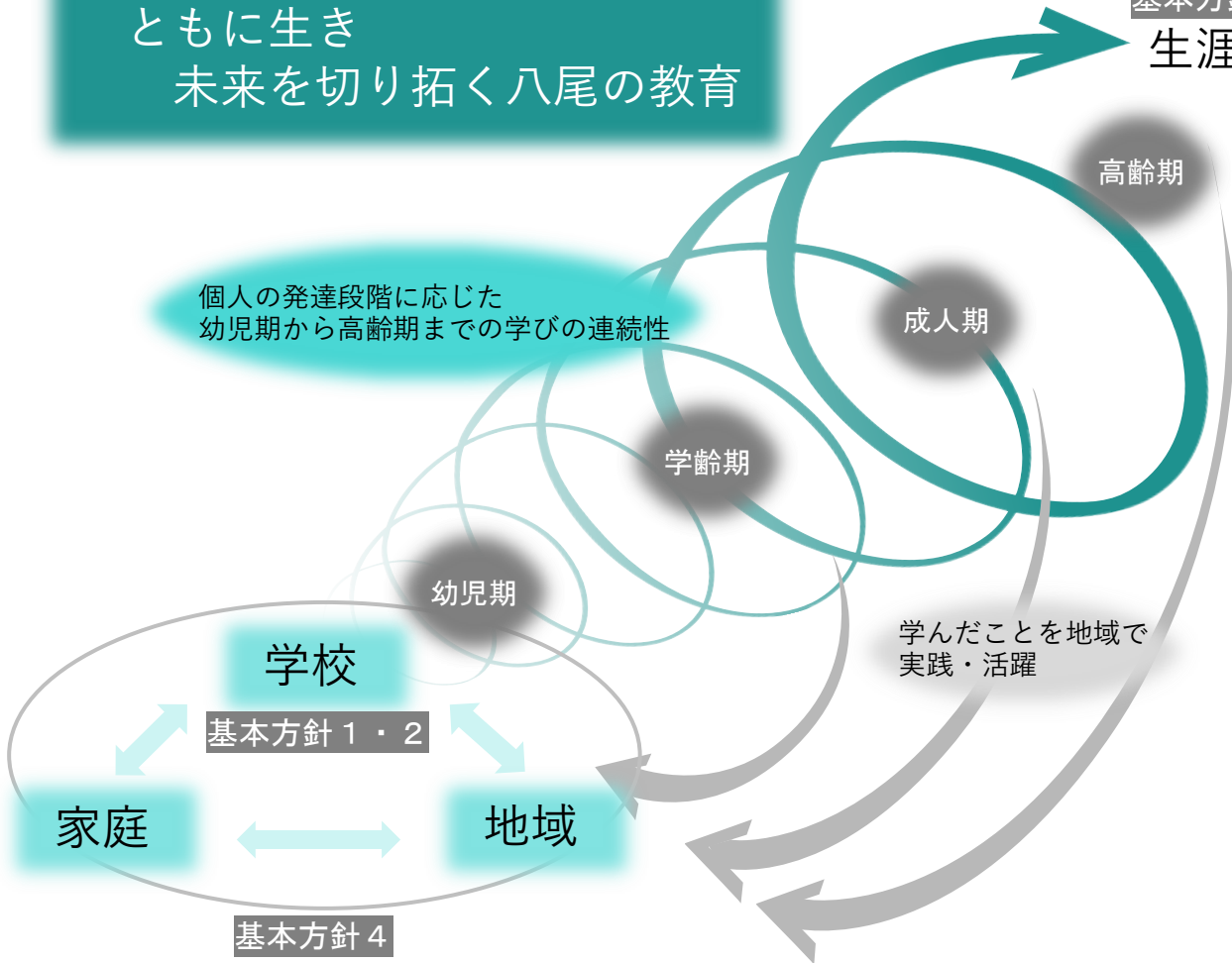
基本理念	基本方針	施策
認め合い ともに生き 未来を切り拓く ^{子ども} 八尾の教育	1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します	1-1 幼児教育の充実
		1-2 確かな学力の育成
		1-3 豊かな心の育成
		1-4 健やかな体の育成
		1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実
	2 学びを支えるセーフティネットを構築します	2-1 多様なニーズに対応した教育の推進
		2-2 教育相談および教育支援体制の充実
		2-3 学びと育ちの経済的支援
	3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます	3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現
		3-2 都市の魅力と人々の活気を高めるスポーツの振興
		3-3 歴史資産などの保全・活用・発信
	4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります	4-1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
		4-2 教育環境の整備・充実
		4-3 児童・生徒の安全確保
		4-4 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進

図 本市の教育のめざす姿

基本理念

認め合い
ともに生き
未来を切り拓く八尾の教育

基本方針3・4
生涯学習



- よりより社会を創る観点からも、生涯にわたる教育が果たす役割は大きく、学校、家庭、地域が連携・協働し（横のつながり）、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えています。
- 幼児期から高齢期までの学びの連続性（縦のつながり）と、子どもから大人まで、主体的な学びを通じて視野を広げ、知識や経験を分かち合い、高め合っていくことを螺旋状にしてあらわしています。
- そして、「学びの循環」「知の循環」を促進し、市民の心豊かな暮らしと、持続可能な生涯学習社会となるよう、学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりを進めています。

基本方針 1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します

1-1 幼児教育の充実

現状と課題

幼児教育の充実については、教育内容の充実や指導方法の工夫・改善について指導助言を行い、教職員の質の向上を図ってきました。平成31年（2019年）4月に公立の認定こども園が開園し、今後は0歳児から5歳児までの乳幼児期全体を通して、質の高い教育・保育を推進することが求められています。

また、さらなる就学前教育・保育の質の向上をめざすためには、教職員のキャリアに応じた研修や、適切な子ども理解に基づいた教育・保育についての取組みについて検証し、改善していくことが必要となります。

さらに、子どもたちが安心して小学校生活を始められるよう、就学前施設から小学校への円滑な接続に向けた教育・保育が、双方で実施されていますが、保育者と小学校教諭が「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」の具体的な姿を共有し、小学校入学以降の学習における指導計画や指導方法に活かす取組みの工夫など、就学前教育と小学校教育との連携をさらに進めていくことが必要です。

加えて、近年、少子化・核家族化や地域社会とのつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が言われていますが、子どもたちの健やかな育ちの基盤として家庭教育は重要であるため、子どもにとってより良い教育・保育環境を確保する観点からも、家庭や地域との連携が必要です。

施策の方向性

- 本市がめざす保育者像の実現をめざし、公立認定こども園の地域拠点機能を活用しながら、公立・私立就学前施設の保育者がともに資質・技能向上に向けた学ぶ機会を提供します。
- 効果的な幼児教育のあり方について検討し、市内の就学前教育の質の向上につなげます。
- 小学校への円滑な接続のため、就学前施設と小学校の合同研修会等を通じて連携を進めます。

- 就学前施設、家庭、地域が子どもの育ちに関する情報を共有し、相互に連携を強化することにより、一体となって子どもの教育・保育に取り組む環境づくりを進めます。

1-2 確かな学力の育成

現状と課題

一人ひとりが生涯にわたり学びを継続していくためには、基礎的・基本的な知識及び技能の習得や知識及び技能を様々な場面で活用する力が不可欠ですが、全国学力・学習状況調査について、本市は、児童・生徒の国語や算数・数学の平均正答率が全国平均をやや下回る傾向にあります。

新学習指導要領の全面実施に向けては、「知識・技能（何を理解しているか、何ができるか）」、「思考力・判断力・表現力等（理解していること・できることをどう使うか）」、「学びに向かう力・人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」の育成が偏りなく実現できるようにすることが求められています。

今後も各種調査結果から児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善を図り、各学校の実情に応じた取組みを推進するとともに、地域の教育資源も活用しつつ、教科等横断的な視点から教育活動の評価・改善を図っていく必要があります。

また、「八尾市小中一貫教育基本方針」に基づき、学びと育ちの連続性と一貫性をさらに推進するとともに、一人ひとりが将来への希望を持ち、自らの人生を切り拓いていく力を育むことが求められています。

さらに、グローバル化の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化などが急速に進むなか、予測困難な新しい時代に対応した次世代の教育への対応が課題です。

施策の方向性

- 情報社会やグローバル化の進展等、将来の変化を予測することが困難な社会を生き抜くために必要な資質・能力を育む、持続可能な社会の構築に向けた教育（ESD教育）を推進します。
- 「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進め、「言語能力」、「情報活用能力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む。）」等の育成に取り組み、子どもたちの「確かな学力」の育成を図ります。
- 発達の段階に応じたキャリア教育を充実させ、勤労観や職業観を身につけさせるとともに、主権者教育を進め、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生

き方を実現する力を育む教育の推進を行います。

- 小中一貫教育については、児童・生徒、教職員はもとより、保護者や地域がその成果を実感できるよう一層の充実をめざし、すべての中学校区において、教職員が義務教育9年間を見通した教育課程の全体像を共有し、系統性・連続性を一層強化した教育活動を推進します。

1-3 豊かな心の育成

現状と課題

豊かな心の育成については、道徳教育を基盤とし、一人ひとりに豊かな人間性を育むため、すべての教育活動において心の教育の充実を図るとともに、子どもの発達段階や地域の実態を考慮しながら、いじめなどの人権侵害を許さない教育環境の醸成に取り組んできました。

今後も、生命尊重の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、郷土を愛する態度などをより一層育むために、地域の教育力を活かした心の教育・道徳教育のさらなる充実を図るとともに、いじめや児童虐待などのあらゆる暴力から、命を守り、心を育む教育の充実が求められています。

また、学びに向かう力や、夢や目標にチャレンジしようと思う意欲の源泉には、自己肯定感が深く関係しており、本市は、「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合が全国平均をやや下回る傾向にあることから、様々な教育活動を通じて自己肯定感・自己有用感を育むことが必要です。

施策の方向性

- 「特別の教科 道徳」を要としてすべての教育活動において心の教育の充実を図り、子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高める教育を推進します。
- 将来にわたって、自他の命を大切にし、自らの命を守り、他の人の命も守ることができるような子どもたちを育むため、命を育む教育を推進します。
- 人としての豊かな人間性や倫理観などを育むため、家庭や地域と連携して発達の段階に応じた体験活動を推進します。
- 子どもが成長に応じて楽しみながら読書に親しみ、豊かな心を育むことができるよう、読書機会の充実、学校図書館の活用促進、市立図書館等と連携した学校図書館機能の充実に取り組むなど、読書活動の推進を図ります。

1-4 健やかな体の育成

現状と課題

児童・生徒の体力・運動能力については、本市は全国平均をやや下回る傾向にあり、健やかな体を育成するためには、運動に親しみ、体力向上に積極的に取り組めるよう、運動を肯定的にとらえる意識や体力の向上に積極的に取り組むことが重要となります。

また、朝食を欠食する児童・生徒の食生活の改善や、生活リズムの乱れを食育を通じて是正することが求められています。

さらに、学校給食のあり方について、本市は、平成27年度（2015年度）から中学校では業者委託による選択制給食を実施していますが、昨今の社会情勢や他自治体の動向等を踏まえ、中学校での「全員給食」の実現が求められています。

施策の方向性

- すべての子どもが運動に親しみ、体力向上に積極的に取り組めるよう、体力向上に対する意識を高めるとともに、運動が苦手な子どもが意欲的に取り組めるような授業の工夫や体育活動を活性化し、主体性を育てることをめざした教育を推進します。
- 中学校全員給食を本市の実情に即した形での具体化を図ることで、発育・成長期にある中学生が望ましい食習慣と食の自己管理能力をさらに高める食育を推進します。あわせて、児童・生徒が健康に関心をもち、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことができるよう、保健教育の推進を図ります。

1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実

現状と課題

学校における人権教育の推進については、すべての人の人権を尊重する視点に立ち、教職員人権研修の企画・運営及び指導助言を行うことで、各学校園における人権教育の推進・充実を図るとともに、人権作品の募集と発表会・作品展示会の開催などを通じて、子ども及びその保護者と教職員の人権意識の向上を図ってきました。

今後も、同和問題、外国人、障がい者、女性、性的マイノリティなど多様な人権課題への対応と、本市の教育が培ってきた差別を許さない人権教育の継承やさらなる推進が必要です。また、多様化する人権課題について、教職員の知識や指導力の向上が課題です。

いじめ問題への取組みとしては、学校と地域社会が一体となっていじめに対応することの大切さについての共通理解を図り、取組みを進めてきました。とりわけ、学校、教育委員会のいじめ対応にあたっては、弁護士や臨床心理士等の外部専門家と連携していじめ対応を行う「いじめ対応支援チーム」などの体制の構築や教職員に対するいじめ防止・対応研修、児童・生徒に対する脱いじめ傍観者教育の実施等を通じて、対応力の強化を図りました。また、令和2年度（2020年度）には、いじめからすべての子どもを守るため、弁護士等の専門職を配置した「いじめから子どもを守る課」が市長直轄組織として新たに設置されました。

今後も、市長部局と教育委員会が連携し、いじめから子どもを守る取組みを進めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために、日頃から児童・生徒がお互いを思いやり、認め合うことができる集団づくりや、児童・生徒が主体となった取組み、いじめの認知に対する教職員のさらなる意識向上、組織としての対応力の充実が必要です。

施策の方向性

- 教職員の人権意識の高揚と指導力の向上に資する教職員人権研修の企画・運営を行います。
- 互いに思いやり、認め合うことができる児童・生徒を育成するため、自他の人権や命の大切さを学ぶための人権教育を進めます。
- すべての子どもがいじめを自分事ととらえ、「いじめをしない、させない、許さない」心情を育み、主体的に行動できる取組みを進めます。
- 「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる重大な人権侵害事象である」という認識のもと、全教職員が、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、管理職のリーダーシップのもとチーム学校として対応が図れるよう研修の充実に努めます。
- 弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家、市長部局、関係機関とした相談・支援体制の充実により、いじめの早期対応を図ります。

2-1 多様なニーズに対応した教育の推進

現状と課題

本市における児童・生徒数は減少傾向にある一方で、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。また、外国人市民の増加に伴い、外国にルーツを持つ児童・生徒が増加傾向にあるなど、特別な配慮や支援が必要な児童・生徒が増加しています。

そのようななかで、多様なニーズに対応した教育を推進するため、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築や性的マイノリティの児童・生徒へのきめ細かな対応等、特別な配慮や支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が一層求められています。また、外国にルーツを持つ子どもたちについては、言語等の学習についての支援や、様々な国の文化を理解し、互いに尊重される多文化共生のまちづくりが求められています。

施策の方向性

- インクルーシブ教育推進にかかる基盤として、特別な支援を必要とする児童・生徒の自立・社会参加に向け、専門的人材の確保、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携等を行うなど、個別状況に応じた指導・切れ目のない支援を充実させるとともに、互いの違いを認め個性を尊重しながら支え合い学び合う集団づくりを通じて「共に学び、共に生きる」教育を推進します。
- 障がいのある人への偏見や差別をなくすため、児童・生徒の障がいや障がいのある人に対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。
- 性的マイノリティの人への偏見や差別をなくすため、互いに認め合い、高め合うことのできる教育を推進します。
- 日本語指導が必要な児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、支援体制の充実を図ります。
- 外国にルーツのある子どもが自らのアイデンティティに対して誇りを持つとともに、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合えるような様々な取組みや、国際理解が深まる講座や学習機会の提供など、多文化共生のための取組みを推進します。

2-2 教育相談および教育支援体制の充実

現状と課題

児童・生徒やその保護者が抱える課題の多様化・複雑化が進んでいる中、就学前から義務教育修了時まで安心して相談できる体制の充実が求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校や問題行動等、子どもや家庭の抱える課題が複雑化しており、子どもやその保護者が安心して相談できる体制の充実が課題です。

さらに、学校における教育的観点からのアプローチだけでは解決しがたい事象が増えてきていることから、学校が家庭や地域社会と連携し、相談・支援体制を充実させることが必要です。

施策の方向性

- 保護者や児童・生徒の意向を尊重しながら、関係機関との密接な連携、適切な情報提供等による丁寧な相談を通じて、早期の課題解決を図ることができるよう、学校での相談体制充実に向けた支援を行うとともに、相談員の専門性向上を図ります。
- 児童・生徒や保護者の抱える様々な課題の未然防止・早期発見・早期解決に向け、関係相談機関等との連携やスクールカウンセラー・スクールロイヤー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を図り、支援体制の充実を図ります。

2-3 学びと育ちの経済的支援

現状と課題

平成27年度（2015年度）現在、7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われており、全国的に課題となっているなか、本市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育、福祉、子育てなど様々な分野が連携して取組みを進めていくことが必要です。

また、就学援助制度や奨学金制度については、これまでも数年毎に時勢に応じて援助項目の見直し等を進めてきており、今後も生活保護基準の見直しや類似制度の状況、他自治体の動向等を踏まえ、適正な制度のあり方について検討が必要です。

施策の方向性

- 経済的理由から就学が困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助制度や高等学校等へ修学することが困難な者への奨学金制度について、今後も時勢に応じた制度と

なるよう数年ごとに検証を行い、適正な制度の適用を進め、子どもたちの就学の機会を保障します。

3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現

現状と課題

社会を取り巻く環境が急激に変化する中、すべての住民が地域社会の構成員として社会参加し、地域コミュニティの維持・活性化へつなげることが期待されています。また、人生100年時代を見据えて、人生を豊かに暮らしていくために、生涯にわたって学びを継続していく必要性が高まっており、それぞれのライフステージのニーズに応じた学びの機会を提供することが求められています。

多様化・高度化する生涯学習ニーズへの対応やコミュニティセンターにおける生涯学習活動の充実化などにより、生涯学習センターの稼働率が低迷しており、平成30年度（2018年度）に行った、生涯学習センターのあり方検討結果を踏まえて、市民の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすことが求められています。

また、市民が学んだことを地域社会等で活かす機会が少ない状況であり、市民自らが学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりが課題です。

そして、生涯学習活動を行う世代層において高齢者の比率が高く、若者の参加が少ない傾向にあり、今後は働き方改革による余暇時間の増加等により、働く世代における生涯学習機会の増加が予測され、若者や勤労世代が新しい地域社会の担い手となるうえでも、生涯学習活動に参加し、学んだことを地域に還元できる環境づくりが求められています。

また、生涯を通じて学ぶ場として、公共図書館の役割は重要です。市民一人当たりの年間の貸出点数が減少傾向にあることから、図書館資料を充実していくことや図書館へ行ってみたいとなる様々な行事の実施、ボランティア等との連携・協力をさらに充実するなど、利用者に応じたサービスを充実していくことが課題です。加えて、図書館からの遠い地域及び未利用者への利用促進を図るとともに、司書のさらなる資質・技能の向上に努めるなど、図書館サービスを充実させることが必要です。

施策の方向性

- 市民が主体的に学術・文化・教養の向上を図るとともに、生涯学習センターを中心として、各コミュニティセンター等と連携し、日常生活における課題解決に寄与する学習が行える環境づくりに取り組みます。
- 「学びの循環」「知の循環」を促進し、市民の心豊かな暮らしと、持続可能な生涯学習社会となるよう、「人材バンク」の活用を図る等により、市民が学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりを進めます。
- 若い世代を中心に、地域で実践しやすい環境づくりを進め、地域コミュニティとの関係が深まるような支援を進めるため、若者が自らの強みを活かした地域活躍への支援を図ります。
- 識字教室や日本語教室事業の役割が高まる中、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民へ継続的な学習の場を提供します。
- 生涯学び、社会で主体的に生きていけるように、図書館において市民が必要とする資料の収集、保存、提供を行うとともに、地域や市民の抱える課題等の解決に向けて、必要な情報を提供するなど支援します。
- 様々な図書館活動を行うことで、未利用者への利用促進を図り、読書に親しむ環境づくりを進めるとともに読書活動を促進し、市民に読書の輪が広がっていくよう取り組みます。
- 子ども、中高生、高齢者、障がいのある人、図書館への来館が困難な人、外国人市民などの利用者に応じたサービスに取り組みます。特に、子どもの読書活動には、学校図書館や就学前施設等との関係機関や庁内関係部署、並びに図書館ボランティア等と連携を図りながら取り組みを進めます。
- 市民への全域サービスを行うために、図書館4館から遠隔地である地域に移動図書館を巡回させて、地域住民に図書館サービスの充実を図ります。
- 司書のさらなる資質・技能の向上に向けて、積極的に研修への参加を促すなど、レファレンスサービスへの対応能力を高めます。

3-2 都市の魅力と人々の活気を高めるスポーツの振興

現状と課題

スポーツには、体を動かすことから得られる体力や健康の増進に加え、地域コミュニティの醸成などといった多面的な効果があります。

市内では地域主体の市民スポーツ祭やスポーツ競技団体等によるスポーツ教室や大会が開催されていますが、市民が気軽に運動を通じた健康づくりができるように、全ての市民が地域でスポーツを楽しむ機会や環境づくりが求められています。

また、世界的スポーツ競技大会の開催により、市民のスポーツへの意欲や関心がますます高まる中、トップクラスのスポーツ選手を身近に触れ合い、参加できる事業展開することが課題です。

さらに、市民の健康増進や体力向上に向け、余暇時間を有効に活かして気軽にスポーツや運動を楽しむ市民が増えていますが、市民の健康維持増進・体力向上を進める上で、日常生活の中から気軽に身体を動かす運動やスポーツに取り組む意識の醸成や習慣づけを行う必要があります。

施策の方向性

- 市民が気軽に運動を通じた健康づくりに取り組めるよう、体操やウォーキング等、身近で参加できる運動・スポーツ活動の機会を各種スポーツ関係団体や地域との協働により創出するとともに、日常生活の中で取り組める運動スタイルの普及を進めます。
- 子どもたちがトップアスリートと触れ合い、感動を味わう機会づくり等を進めるとともに、スポーツを通じた都市の活力を高めるためプロ選手との交流機会の創出や市民応援デー等を開催します。

3-3 歴史資産などの保全・活用・発信

現状と課題

歴史資産については、まちづくりの核として地域や生涯学習で活用し、地域の魅力の一つとして位置づけ、市内外へ発信することで、地域社会全体での継承につなげていく必要があります。

由義寺跡や高安千塚古墳群が国史跡となり歴史資産の保全が進んでいますが、今後、発掘調査で出土した遺物と市民等から寄贈、寄託された資史料を安全に収蔵・展示するためのスペースの確保や由義寺跡等の史跡を日常的に利活用できる環境整備が求められています。

市史編纂や歴史民俗資料館等の調査によって文化財の資史料やデータが蓄積され、市域の歴史の解明が進んだことで指定文化財の件数が増加していますが、幅広い世代のニーズに対応し、効果的に発信する必要があります。

また、所有者の世代交代等による文化財の散逸や少子高齢化により祭りや習慣等の廃止、ボランティアの高齢化が進んでおり、地域社会全体による取り組みが求められています。

さらに、史跡等の活用、保全や文化財調査を継続して行える体制づくりが課題です。

施策の方向性

- 歴史資産を活かしたまちづくりの核として、文化財を地域や生涯学習で活用でき、市内外への魅力が発信できるように国史跡高安千塚古墳群、由義寺跡等の整備に取り組めます。
- 地域に受け継がれてきた様々な歴史資産を次世代に継承するため、「地域文化財保存活用計画」の策定を行い、地域住民や NPO/ボランティアとの協働によって保全、活用を進めます。
- 市民等にとって新たな発見につながり、興味をもってもらえるような方法を検討し、歴史資産や文化財施設において ICT を活用した情報発信を進めます。
- (公財)八尾市文化財調査研究会の役割を整理し、持続可能な文化財保護行政を構築します。

4-1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

現状と課題

新学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されており、学校・家庭・地域・各種団体等が一体となって、子どもや学校の抱える課題解決等に取り組む「地域とともにある学校づくり」が求められています。

学校・家庭・地域の連携・協働の推進について、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりや、活動に関心のある人の参画を促す取組み、地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守ることが求められています。

また、子どもを地域社会全体で育てるためにも、保護者の教育力を高めることが重要であることから、保護者の意識の醸成や子育ての悩み・不安を解消するための仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

- 「地域とともにある学校づくり」をめざし、学校・家庭・地域・各種団体等が一体となって、子どもや学校の抱える課題解決等に取り組む仕組みづくりに向け、様々な取組みの更なる連携を図りつつ、「学校運営協議会」の設置や「地域学校協働活動」などの取組みを推進します。
- 学校、地域、行政が力を合わせて地域社会全体で家庭教育の支援に取り組むため、本市の実情に即した家庭教育の支援を図るとともに、子育て家庭に対して学びに関する情報の提供や子どもや保護者等の交流、保護者、地域、学校の三者が共通のテーマでの学習を行い課題解決に向けた学習の場を提供します。

4-2 教育環境の整備・充実

現状と課題

「GIGAスクール構想の加速化」として令和2年度（2020年度）において実現した高速通信ネットワークと児童・生徒1人1台の学習者用コンピュータが整備された学習環境のもと、先端技術や教育ビッグデータを活用しながら、多様な子ども一人ひとりの個性や置かれている状況に応じた、超スマート社会に相応しい最適な学びを実現することが求められています。

学校施設の維持管理と整備については、本市の学校施設は昭和時代後半に建設された建物が大半を占めており、適切な保全と時代に即した機能更新を計画的に実施していくことが課題です。

また、地域開発や少子化等の社会的な環境の変化に伴い、学校規模の適正化に継続的に取り組んでいくことが求められています。

一方、小学校給食施設については、安心・安全な小学校給食のため、調理場施設・設備の改修等を行っていますが、ドライ化等の機能更新が必要な施設があります。また、中学校での「全員給食実施方針」に基づいた施設整備が必要です。

さらに、スポーツを楽しむ場である社会教育施設の老朽化が進んでおり、施設の機能を継続するため、老朽化対策が必要です。

施策の方向性

- 高速通信ネットワークと児童・生徒1人1台の学習者用コンピュータが整備された学習環境のもと、AIや教育ビッグデータ等の先端技術を活用した個別最適化された学びや、ICTを活用した協働的な学びを通じて授業の変容を実現し、教員、児童・生徒双方の力を最大限に引き出していきます。
- 学校施設の維持管理と整備については、市の公共施設マネジメント基本計画及び実施計画と整合を図りつつ、施設や設備全体の老朽化に対する安全性の確保と教育・学習環境改善のための機能更新を総合的に進めます。
- 学校規模に起因する様々な教育課題を解消し、教育環境の充実を図るため、すべての子どもの育ちにとって望ましい就学環境のあり方について検討を進めるなど、本市の実情に即した学校規模の適正化を進めます。
- 給食調理場等の整備・機能更新について、安心・安全な給食が提供できるよう公共施設マネジメントと連動して、計画的な整備等を実施していきます。

- 総合体育館をはじめ社会体育・社会教育施設等において、市民がスポーツや学習活動を安定的に安心して楽しめる環境を提供するとともに、長期的・計画的な修繕等を進めることで施設の保全に努めます。

4-3 児童・生徒の安全確保

現状と課題

近年は台風や豪雨により河川の氾濫や土砂災害などの自然災害が多発しており、災害発生時に備え、子どもの頃から防災意識を高めることが必要です。

また、近年では、登下校時の交通事故や、子どもの命に関わるような犯罪に巻き込まれるなどの事案が全国的に発生しており、安全対策の徹底が求められています。

通学路の交通安全対策については、道路の構造上の問題などから対策が進みにくい場所が存在することが課題です。

施策の方向性

- 地震や台風などの自然災害から自らの身を守ることができるように、様々なケースを想定した避難訓練の実施等、地域の特性等も念頭に置いた防災教育を実施します。
- 不審者侵入時の対応など、教職員の危機管理能力の向上を図るとともに、子どもが自ら守る力などを育成します。
- 安全対策推進員の配置等により、学校施設内での児童・生徒の安全を確保します。
- 登下校時に防犯上あるいは通学の面から危険があると考えられる個所等について、スクールガード・リーダー等による安全指導や啓発等の取組みを進めます。
- 路面標示や路側帯のカラー化、歩道の整備などの通学路における安全対策を進めます。

4-4 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進

現状と課題

教育課題等が多様化・複雑化している中で、教職員の指導力のさらなる向上が課題です。

新学習指導要領の実施に対応した教職員の資質向上や、新しい時代に必要とされる子どもたちの資質・能力を育む教育内容の充実が求められています。

また、全国的に教職員の長時間勤務が課題となっている中で、教職員自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高めることが、子どもたちへの効果的な教育活動につながることを踏まえ、学校における働き方改革をより一層推進していくことが求められています。

いじめ、不登校、虐待、貧困対策等の複雑・困難化する課題への対応について、外部の専門人材を含めた「チームとしての学校」の機能強化を図ることが必要です。

施策の方向性

- 時代の変化に適切に対応できる教職員として求められる資質を効果的かつ着実に修得できるよう、実施内容や形態を工夫した効果的な研修を実施し、初任者をはじめ、全教職員の資質向上を図ります。
- 本市教育の継承・発展のため、経験に応じた課題設定を行い、適切な支援を組織的、継続的に行うことで、指導力向上を図ります。
- 各校の状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取り組みや、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、学校における働き方改革を推進します。
- 教職員一人ひとりの学校経営への参画意識を高め、校長のリーダーシップのもとに学校が一つのチームとして取り組むことにより、学校の組織力を強化します。
- 学校内外の多様な人材を活用し、それぞれの専門性を活かし子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができるよう、人材の活用状況とその効果を検証し、組織的・機能的な体制を確立します。

1 連携協力の推進

今後、社会が急速に変化する中、様々な課題に向けては、子どもたちの健やかな成長を第一として、施策を推進していく必要があります。

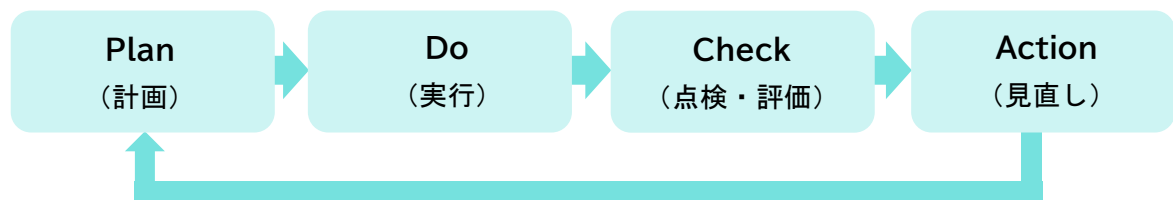
本計画は、教育委員会が関係部局と連携して推進していくことはもとより、家庭、地域、学校、各種団体など多様な主体と連携・協力し、社会全体で推進することとします。

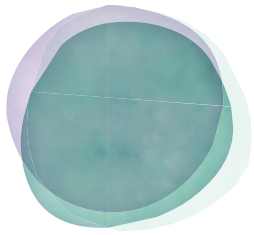
2 進行管理及び公表

本計画を着実に推進していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルに基づく進行管理により、計画の実施状況を点検・評価し、効果的・効率的な施策の推進につなげていきます。

本市では、毎年教育委員会の権限に属する事務について、学識の知見を活用しながら点検・評価報告書を作成しています。本計画の進行管理にあたっては、計画で設定した目標や施策の内容をもとに、点検・評価報告書を作成し、点検・評価を行い、その結果を踏まえて工夫・改善しながら計画の推進を図ります。また、議会へ報告するとともに、市のホームページ等を通じて市民に公表します。

PDCAサイクルに基づく進行管理





資料編

1 統計データ

(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

② 世帯数の推移

(2) 子どもの状況

① 15歳未満人口の推移

② 市立小学校（義務教育学校前期課程を含む）の児童数と学級数の推移

③ 市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）の児童数と学級数の推移

2 八尾市教育振興基本計画審議会規則

3 八尾市教育振興基本計画審議会委員名簿

4 / 八尾市教育振興基本計画の策定経過

5 / 八尾市教育大綱

6 / 参考指標
